○島田市田代の郷温泉条例

平成20年9月30日

条例第106号

改正 平成25年12月27日条例第43号 平成26年11月14日条例第34号 平成27年7月3日条例第30号 平成28年3月4日条例第8号 平成31年3月28日条例第9号 令和5年3月30日条例第17号

(一部未施行)

(設置)

第1条 島田市は、伊太田代地区周辺の恵まれた自然環境を活用して、市民の健康を 増進し、ふれあいと交流を通じた地域振興を図るため、田代の郷温泉施設(以下「温 泉施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 温泉施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
島田市田代の郷温泉	島田市伊太1番地の22

(平26条例34·一部改正)

(施設)

- 第3条 島田市田代の郷温泉(以下「田代の郷温泉」という。)に次の施設を置く。
 - (1) 入浴施設(休憩室その他の附帯施設を含む。以下同じ。)
 - (2) 貸切風呂
 - (3) 多目的ルーム
 - (4) 個室休憩室

(平27条例30・平28条例8・一部改正)

(指定管理者による管理)

- 第4条 田代の郷温泉の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。) に行わせるものとする。
- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募

するものとする。ただし、第8条に規定する場合は、この限りでない。

(平27条例30·全改)

(指定管理者が行う管理の業務)

- 第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 田代の郷温泉の利用の承認に関する業務
 - (2) 田代の郷温泉における地元産品の宣伝及び販売並びに飲食に関する業務
 - (3) 田代の郷温泉の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、田代の郷温泉の運営に関して市長が必要と認める業務

(平27条例30·全改)

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第4条第1項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長が定める期日までに市長に申請しなければならない。

(平27条例30・全改)

(指定管理者の指定)

- 第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に 審査し、田代の郷温泉の管理を行わせることが最も適当であると認めるものを候補 者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。
 - (1) 事業計画書の内容が、市民の平等利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画書の内容が、田代の郷温泉の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(平27条例30・全改)

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第8条 市長は、第6条の規定による申請がなかった場合、前条各号に掲げる基準を総合的に審査し指定管理者の候補者として適当と認めるものがなかった場合、又は田代の郷温泉の適正な運営を確保するため特に必要と認める場合は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共的団体その他規則で定

めるもののうちから、指定管理者の候補者を選定することができる。

2 前2条の規定は、前項に規定する指定管理者の候補者の選定について準用する。

(平27条例30・追加)

(指定管理者の指定等の告示)

第9条 市長は、第7条(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により 指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」 という。)第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若 しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとす る。

(平27条例30·追加)

(開館時間)

- 第10条 田代の郷温泉の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指 定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを 変更することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変 更することができる。

(平27条例30·追加)

(休館日)

- 第11条 田代の郷温泉の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に 必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休 館することができる。
 - (1) 毎週月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その直後の休日以外の日)
 - (2) 1月1日
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、 又は休館することができる。

(平27条例30·追加)

(利用の承認)

第12条 田代の郷温泉の施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、田代の郷温泉の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の承認(以下「利用の承認」という。)に際し、条件を付し、又は必要な指示を することができる。

(平27条例30・旧第8条繰下・一部改正)

(利用の制限)

- 第13条 指定管理者は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)その他の法令に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、田代の郷温泉の施設の利用を拒否し、又は退場を命ずることができる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (3) 田代の郷温泉の管理及び運営上支障があると認めるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者がその利用を不適当と認めるとき。 (平27条例30・旧第9条繰下・一部改正)

(利用の承認の取消し等)

- 第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。
 - (1) 利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に 基づく規則に違反したとき。
 - (2) 利用者が第12条第2項の規定により付された利用の承認の条件に違反したとき。
 - (3) 利用者が偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。
 - (4) 利用の承認後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかとなったとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、指定管理者が田代の郷温泉の管理上利用させることが適当でなくなったと認めるとき。
- 2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、公益のためやむを得ないと認めるときは、利用の承認を取り消し、利用の承認をした事項を変更し、又は制限し、若しくは停止させることができる。
- 3 前2項の規定による取消し等により、利用者が損害を受けることがあっても、指

定管理者は、その責めを負わない。

(平27条例30・旧第10条繰下・一部改正)

(利用料)

- 第15条 田代の郷温泉の施設を利用しようとする者は、次項の規定により指定管理者が定める利用料(法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を利用の承認を受ける際に、指定管理者に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- 2 利用料の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長 の承認を得て定めるものとする。利用料の額を変更しようとするときも、同様とす る。
- 3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び利用料の額を公表しなけれ ばならない。
- 4 利用料は、指定管理者の収入とする。

(平27条例30・旧第11条繰下・一部改正)

(利用料の減額又は免除)

第16条 指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

(平27条例30・旧第12条繰下・一部改正)

(利用料の不環付)

- 第17条 既納の利用料は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料の全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 利用者が自己の責めによらない理由により田代の郷温泉の施設を利用することができなくなったとき。
 - (2) 利用者が利用の日前1日までに、利用の承認を受けた事項の変更を申し込み、 又は利用の承認の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認 めるとき。
 - (3) 利用者が第12条第1項後段の規定により利用の承認を受けた事項を変更する承認を受けたとき。

(平27条例30・旧第13条繰下・一部改正)

(権利の譲渡等の禁止)

第18条 利用者は、田代の郷温泉の施設を承認された目的以外に利用し、又は利用の 権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平27条例30・旧第14条繰下・一部改正)

(利用者の原状回復の義務)

- 第19条 利用者は、田代の郷温泉の施設の利用が終わったとき、又は第14条第1項若 しくは第2項の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を停止させられ たときは、直ちに原状に回復しなければならない。
- 2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を利用者から徴収するものとする。

(平27条例30・旧第16条繰下・一部改正)

(行為の制限)

- 第20条 次に掲げる行為をするために田代の郷温泉の施設(第12条第1項前段の承認に係る部分を除く。)又はその敷地を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
 - (1) 物品の販売その他これに類する行為
 - (2) 寄附の勧誘
 - (3) 広告物の掲示及び配布
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、規則で定める行為
- 2 第12条第1項後段及び第2項、第13条、第14条並びに前2条の規定は、前項の許可を受けた場合について準用する。この場合において、第14条第1項第2号中「第12条第2項」とあるのは「第20条第2項において準用する第12条第2項」と読み替えるものとする。

(平27条例30・旧第17条繰下・一部改正)

(特別設備の制限)

- 第21条 田代の郷温泉においては、特別な設備を設け、又は造作を加えてはならない。 ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けた者がこれらの行為をする場合は、こ の限りでない。
- 2 前項ただし書の規定により生ずる費用は、当該許可を受けた者の負担とする。
- 3 第19条の規定は、第1項ただし書の許可を受けた場合について準用する。

(平27条例30・追加)

(必要措置の命令等)

第22条 指定管理者は、田代の郷温泉の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し必要な措置を執ることを命じ、又は入場者若しくは入場しようとする者に対し、入場を制限し、若しくは退場を命ずることができる。

(平27条例30·追加)

(秘密を守る義務)

第23条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平27条例30・追加)

(指定管理者の原状回復の義務)

- 第24条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の 規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一 部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状 に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
- 2 指定管理者が前項本文に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、 その費用を指定管理者から徴収するものとする。

(平27条例30·追加)

(損害賠償の義務)

第25条 故意又は過失により、田代の郷温泉の建物、設備、備品その他の物件を損傷 し、又は滅失した者は、直ちに市長に届け出るとともに、市長が相当と認める損害 の額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めると きは、この限りでない。

(平27条例30·旧第18条繰下)

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平27条例30·旧第19条繰下)

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第8条の承認、第17条の許可その他田代の郷温泉の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第8条から第13条まで及び第17条の規定の例により行うことができる。

附 則(平成25年12月27日条例第43号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

4 前2項に定めるもののほか、この条例による改正後のそれぞれの条例(以下「新条例」という。)の規定は、施行日以後に徴収すべき事由が生じた使用料、手数料その他の収入から適用し、施行日前に徴収すべき事由が生じた使用料、手数料その他の収入については、なお従前の例による。

(準備行為)

5 新条例の施行に伴って必要となる地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2 第9項後段に規定する利用料金の承認は、この条例の施行前においても、新条例の 規定により定める額の範囲内で行うことができる。

附 則(平成26年11月14日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年7月3日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の島田市田代の郷温泉条例(以下「新条例」という。)第4条第1項の規 定による指定及び新条例第15条第2項に規定する利用料の額の決定並びにこれらに 関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の前においても第4条第2項、第 6条から第9条まで並びに第15条第2項及び第3項の規定の例により行うことがで きる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に改正前の島田市田代の郷温泉条例(以下「旧条例」という。) の規定により市長が行った許可その他の行為(新条例第5条各号に掲げる業務に係るものに限る。)は、新条例の相当規定により指定管理者が行った許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為 為(新条例第5条各号に掲げる業務に係るものに限る。)は、新条例の相当規定に より指定管理者に対してされている申請その他の行為とみなす。

附 則(平成28年3月4日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月28日条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第8項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例による改正後のそれぞれ の条例(以下「新条例」という。)の規定は、施行日以後に徴収すべき事由が生じ た使用料、手数料その他の収入から適用し、施行日前に徴収すべき事由が生じた使 用料、手数料その他の収入については、なお従前の例による。

(準備行為)

8 新条例の施行に伴って必要となる地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2 第9項後段に規定する利用料金の承認は、この条例の施行前においても、新条例の 規定により定める額の範囲内で行うことができる。

附 則(令和5年3月30日条例第17号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公 布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の島田市田代の郷温泉条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料(新条例第15条第1項に規定する利用料をいう。以下同じ。)から適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従

前の例による。

(準備行為)

3 この条例の施行に伴って必要となる新条例第15条第2項に規定する利用料の額の 承認は、この条例の施行前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うこと ができる。

別表 (第15条関係)

(平27条例30・追加、平28条例8・平31条例9・一部改正)

1 入浴施設

区分	単位	利用料					
		大人		小人		高齢者等	
		市内	市外	市内	市外	市内	市外
当日券	1人、1回	600円	890円	400円	630円	600円	890円
回数券		5,950円	8,830円	4,050円	6, 290円	5,350円	8,830円

備考

- 1 大人とは、中学生以上の者で、高齢者等を除いた者をいう。
- 2 小人とは、小学生をいう。
- 3 高齢者等とは、満70歳以上の者及び老人クラブの会員である者をいう。
- 4 大人及び高齢者等の利用料には、入湯税を含む。
- 5 乳幼児の利用料は、徴収しない。
- 6 入浴施設の利用料は、利用者が市内に住所を有する場合にあっては市内の欄に掲げる額とし、市外に住所を有する場合にあっては市外の欄に掲げる額とする。
- 7 1回の利用は、4時間までとする。
- 8 4時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間につき、この表に定める利用料に、大人及び高齢者等にあっては1人当たり110円を、小人にあっては1人当たり60円をそれぞれ加算した額とする。

2 貸切風呂

単位	定員	利用時間	利用料
1室	5人	2時間未満	2,090円
		2時間から3時間まで	3,140円

備考 この表に定める時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間につき、この表に定める利用料に1室当たり1,040円を加算した額とする。

3 多目的ルーム

定員	利用時間及び利用料				
	午前午後		夜間	全日	
	午前9時から正	午後1時から午	午後6時から午	午前9時から午	
	午まで	後5時まで	後9時まで	後9時まで	
30人	1,570円	2,090円	1,570円	5,240円	

備考

- 1 利用者が営業を目的とした場合の利用料の額は、この表に定める利用料の100パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 利用時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間につき、この表に定める利用料に520円を加算した額とする。

4 個室休憩室

単位	定員	利用時間	利用料
1室	6人	2時間未満	2,090円

備考

- 1 この表に定める時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間につき、この表に定める利用料に1,040円を加算した額とする。
- 2 2室を同時に利用する場合の2時間未満の利用料の額は、3,140円とし、2室 を同時に利用して2時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時 間につき、3,140円に1,570円を加算した額とする。